

派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合に 奨励金を支給します

派遣労働者雇用安定化特別奨励金を創設

支給対象事業主

いわゆる「**2009年問題**」への対応を検討されている事業主の方等で、次のいずれにも該当する場合は、奨励金の支給対象となります。

- ① 6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合。
- ② 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合。

なお、製造業務に限らず、派遣労働者を受け入れている他の業務も対象となります。
その他、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

奨励金の支給額

		期間の定めのない労働契約の場合		6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合		
大企業	計 50万円	6か月経過後	25万円	計 25万円	6か月経過後	15万円
		1年6か月経過後	12万5千円		1年6か月経過後	5万円
		2年6か月経過後	12万5千円		2年6か月経過後	5万円
中小企業	計 100万円	6か月経過後	50万円	計 50万円	6か月経過後	30万円
		1年6か月経過後	25万円		1年6か月経過後	10万円
		2年6か月経過後	25万円		2年6か月経過後	10万円

事業実施期間

平成21年2月6日から平成24年3月31日まで



～派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給要件のご案内～

派遣労働者雇用安定化特別奨励金は、次の①から⑥までのいずれにも該当する事業主に対して、支給されます。（ただし、不支給要件（※）に該当する事業主並びに国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人には支給されません。）

【支給要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 派遣先である事業主であって、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について6か月を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けたものであること。
- ③ ②の労働者派遣に係る労働者派遣の期間の終了の日までの間に、当該同一の業務に従事した派遣労働者であって当該派遣先に雇用されることを希望するもの（当該派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結していたもの（当該派遣元事業主の都合により退職するもの又は退職する予定のものを除きます。）並びに労働者派遣法第40条の4及び第40条の5の雇用契約の申込みの対象になるものを除きます。）との間で期間の定めのない労働契約又は6か月以上の期間の定めのある労働契約（当該労働契約が更新されることが明示されているものに限り。）を締結し、当該派遣労働者を雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）として引き続き6か月以上雇い入れる事業主であること。

（注）「労働者派遣の期間の終了の日までの間に・・・雇い入れる」とは、同日までの間に当該派遣労働者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、若しくは通知した場合又は当該派遣労働者に対し、労働契約の申込みをした場合であって、その就業を開始する日が労働者派遣の期間の終了の日の翌日から起算して1か月以内であるときを含みます。
- ④ ③の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から都道府県労働局長に対する奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除きます。）以外の事業主であること。
- ⑤ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由によりその雇用する被保険者を3人を超え、かつ、当該雇入日における被保険者数の6％に相当する数を超えて離職させた事業主以外の事業主であること。
- ⑥ 当該事業所において、奨励金の支給決定等に必要なる労働関係帳簿（出勤簿、タイムカード、労働者名簿等）を整備し、並びに労働者派遣法第42条の規定により派遣先管理台帳を作成し、記載し、及び保存している事業主であること。

※ 不支給要件

- i 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度に、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していない場合
- ii 不正行為により本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
- iii 雇入れの日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れの日までの間において、奨励金の支給対象となった労働者を雇用したことがある場合
- iv 労働関係法令の違反を行っていることにより当該事業主に奨励金を支給することが適切でないものと認められる場合

（注）他の助成金等の支給を受けている場合には、本奨励金が支給されない場合があります。

（注）本奨励金の支給の申請を行う時期は、派遣労働者を雇い入れ、6か月を経過してから1か月以内です。また、添付書類として、労働者派遣契約書、派遣先管理台帳、雇用契約書の写し等必要になります。詳しくは、都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。